

会員各位

一般社団法人 日本住宅建設産業協会
政策委員長 花 沢 仁

平成26年度住宅土地関係税制改正要望及び住宅融資制度
(フラット35等)の改善に関するアンケートについて

ご案内のように、本年1月24日に「平成25年度税制改正大綱」が発表になりました。そのなかで住宅取得の消費税対策として、住宅ローン減税の拡充措置を講じてもなお効果が限定的な所得層に対しては、適切な給付措置を講じることとし、その給付措置の具体的な内容については遅くとも今夏にはその姿を示すことが明記されました。どのような給付措置とするかが大きな課題となっております。

さて、当協会では毎年、住宅購入を希望する中堅所得者層を支援する観点から、住宅土地関係税制改正要望、住宅金融支援機構の融資制度の改善等の政策要望を取りまとめ、国土交通省、住宅金融支援機構等へ要望書を提出するとともに関係方面へ要望活動を展開しております。

今般、会員の皆様方から広くご意見を拝聴し、要望策定の参考とさせていただくため、アンケート調査を実施することといたしました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、下記要領によりご提出いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 回答用紙 別添「回答票」にご記入ください。
平成26年度 住宅・土地関係税制改正要望について
(独)住宅金融支援機構の融資制度等について
税制・補助金等の使いづらいついて
2. 回答期限 平成25年4月9日(火)
3. 回答方法 (一社)日本住宅建設産業協会 事務局 宛
(4月1日から全国住宅産業協会と名称変更の予定)
FAX(03 3511 0616)でご回答ください。
*ご意見がある場合のみ、ご返送ください。
お問合わせ (一社)日本住宅建設産業協会 事務局
03 3511 0611 澁田、嘉屋本(かやもと)

[要返信] F A X : 03 3511 0616 (日住協事務局 宛)

* 4 月 1 日より全住協と名称が変わります。

回 答 票

平成 26 年度 住宅土地関係税制改正要望について

不動産取得税の特例措置(平成 26 年 3 月 31 日まで適用)について

新築住宅の固定資産税の軽減措置(平成 26 年 3 月 31 日まで適用)について

居住用財産の買換えの場合の譲渡損失の繰越控除等(平成 25 年 12 月 31 日まで適用)について

法人の土地譲渡益重課制度の適用停止中(平成 25 年 12 月 31 日まで適用)について

その他の税制項目について(ご自由にお書きください)

* ありがとうございます。

会 社 名

記入者名

電 話

[要返信] F A X : 03 3511 0616 (日住協事務局 宛)

* 4月1日より全住協と名称が変わります。

回 答 票

住宅金融支援機構の融資制度(フラット35等)の改善について

フラット35Sについては、現在融資率の上限が9割です。10割への引上げ要望を行っておりますが、そのためには予算措置(国費)が必要となります。つきましては、下記事項のいずれかに 印をお願いいたします。

イ. 多少金利が上がっても、融資率の上限を10割とすべき。

ロ. 金利が上がるのであれば、9割は止むを得ない。

<コメント>

まちづくり融資について

賃貸住宅資金について

その他の事項について(ご自由にお書きください)

* ありがとうございました。

会 社 名

記 入 者 名

電 話

[要返信] F A X : 03 3511 0616 (日住協事務局 宛)

* 4月1日より全住協と名称が変わります。

回答票

税制・補助金等の使いづらい点(手続きの煩雑さ含む)の改善について

* 出来るだけ具体的に、項目ごとにご記入ください。

Horizontal dashed lines for text entry.

* ありがとうございました。

会社名

記入者名

電話